



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年2月9日金曜日 第482号

◇ 目 次 ◇ 告 示

土地改良区の合併による設立及び解散.....	(農地整備課).....	51
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	(砂防課).....	51
道路の区域変更(一般国道494号).....	(中予地方局久万高原土木事務所).....	51
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(南予地方局八幡浜保健所環境保全課).....	51
道路の供用開始(県道山鳥坂名荷谷線).....	(南予地方局大洲土木事務所).....	52

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	(選挙管理委員会).....	53
政治団体の届出事項の異動の届出.....	(").....	53
政治団体の解散の届出.....	(").....	54
資金管理団体の指定の届出.....	(").....	54
資金管理団体がなくなった旨の届出.....	(").....	54
資金管理団体の届出事項の異動の届出.....	(").....	54

告 示

○愛媛県告示第87号

青山満喜、梶田雄二、山口勇一郎、矢野道政、松本安幸、阿部道忠、藤淵昭一、松本明周、中村修二、米田慎一郎、山下三郎、溜池信次、大岩康久、片岡孝弘及び中村亀三郎から認申請のあった合併は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第72条第2項の規定により、令和6年2月1日認可したので、同日伊方町土地改良区は合併により設立し、伊方町土地改良区、瀬戸町土地改良区及び三崎町土地改良区は合併により解散した。

令和6年2月9日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第88号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区

域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局及び市役所において縦覧に供する。

令和6年2月9日

愛媛県知事 中村時広

柿原F地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱7号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
宇和島市	柿原	童子	甲1934番1	1号
			甲1927番	2号
		杖ノ崎	丁216番1	3号、4号
			甲1967番	5号、6号
		堂子	甲1961番7	7号

○愛媛県告示第89号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町東川3949番地先から 同町東川3944番地先まで	旧	メートル 4.8~9.5	キロメートル 0.086	
		上浮穴郡久万高原町東川3949番2から 同町東川3944番2まで	新	10.5~31.8	0.086	

○愛媛県告示第90号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。

以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び西予市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和6年2月9日

愛媛県八幡浜保健所長 竹内 豊

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
株式会社アール・シー・フードパック
愛媛県西予市宇和町卯之町2丁目575番地
代表取締役 藤田 宣邦
- 2 事業場の名称及び所在地
株式会社アール・シー・フードパック
愛媛県西予市宇和町卯之町2丁目575番地
- 3 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1 第4号 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設 二 湯煮施設	
特定施設の能力	900L / 回	
設置年月日	令和5年8月8日	
特定施設の使用時間間隔	午前7時～午後5時	
特定施設の1日当たりの使用时间	10時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8～8.6 最大 5.0～9.0
	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 270 最大 340
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 270 最大 340
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 270
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 40 最大 67
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3.7 最大 7.3
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 3 最大 4

- 4 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 10
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 30
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 5
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 15 最大 30
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 5
	汚水等の1日当たりの量	通常 200 最大 680

No.4排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 40 最大 80
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 100
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 50
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 100
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8 最大 16
	大腸菌群数（単位 1立方センチメートルにつき個）	通常 0 最大 3,000未満
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 5 最大 20

備考 No.5、No.6は雨水排水口

○愛媛県告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	山鳥坂名荷谷線	大洲市肱川町名荷谷133番	令和6年2月9日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和6年2月9日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

- 1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代 表 者	会 計 責 任 者		
スポーツ文教・警察行政監視委員 香有賀会	石 津 貴 之	石 津 逸 子	四国中央市川之江町2130 - 1	令和6年1月5日
中村まさのり後援会	中 村 維 伯	中 村 フミ子	南宇和郡愛南町柏崎591	令和6年1月11日
ひとと地球にやさしいまちラポ（大 西けんじ応援隊）	井 上 和 久	亀 井 真紀子	四国中央市川之江町802	令和6年1月15日
池本みつあき後援会	池 本 光 章	池 本 雅 則	越智郡上島町生名1818 - 1	令和6年1月31日
石津貴之後援会	石 津 貴 之	石 津 逸 子	四国中央市川之江町2130 - 1	令和6年1月31日

○愛媛県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和6年2月9日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

- 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党愛媛県陸運支部	清 水 一 郎	会 計 責 任 者	松 本 真 一	稲 荷 和 重	令和5年6月2日
日本維新の会衆議院愛媛 県第2選挙区支部	梶 野 耕 佑	会 計 責 任 者	梶 野 美知子	梶 野 耕 佑	令和6年1月5日

- 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
愛媛県行政書士政治連盟	中 山 勇 希	代 表 者	中 山 勇 希	山 本 大 樹	令和5年5月27日
松山市日本共産党後援会	河 野 文 朗	代 表 者	河 野 文 朗	酒 井 稔	令和5年12月1日
		会 計 責 任 者	坂 東 悠 司	大 嶋 慶 太	
愛媛県行政書士政治連盟	中 山 勇 希	会 計 責 任 者	末 光 勝 幸	岡 田 学	令和5年12月18日
吉田善三郎後援会	合 田 勝 一	代 表 者	合 田 勝 一	南 英 雄	令和6年1月4日
梶野こうすけ後援会	梶 野 耕 佑	会 計 責 任 者	梶 野 美知子	梶 野 耕 佑	令和6年1月5日

田中こうすけ後援会	田 中 浩 介	会 計 責 任 者	篠 崎 洋 史	八 束 正	令和6年1月9日
宇都宮俊文後援会	原 田 孝 二	主たる事務所の所在地	西予市明浜町狩浜1-208	西予市明浜町狩浜2-10-1	令和6年1月11日
		代 表 者	原 田 孝 二	兵 頭 岩 雄	
		会 計 責 任 者	大 津 清 次	浜 木 由 規 雄	
梶野こうすけ後援会	梶 野 耕 佑	主たる事務所の所在地	今治市別宮町八丁目4-52	新居浜市中西町8-55	令和6年1月12日

○愛媛県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和6年2月9日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
伊藤和彦後援会	伊藤和彦	令和5年12月29日

藤田幸正後援会	藤田幸正	令和5年12月30日
井上とみひろ後援会	井上智景	令和5年12月31日
岡本やすし後援会	岡本 靖	令和5年12月31日
風の会	大政博文	令和5年12月31日
高橋一郎後援会	久門哲夫	令和5年12月31日
米谷和之後援会	米谷和之	令和5年12月31日

○愛媛県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和6年2月9日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
中村維伯	愛南町長	中村まさのり後援会	南宇和郡愛南町柏崎591	令和6年1月10日

○愛媛県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和6年2月9日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
岡本 靖	岡本やすし後援会	令和5年12月11日

○愛媛県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和6年2月9日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
梶野耕佑	梶野こうすけ後援会	主たる事務所の所在地	今治市別宮町八丁目4-52	新居浜市中西町8-55	令和6年1月12日